

平成23年第4回吉田町議会臨時会

吉田町議会会議録

平成23年12月26日 開会

）

平成23年12月26日 閉会

吉田町議会

平成23年第4回吉田町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (12月26日)

○町長あいさつ	3
○開会の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○議案第61号～議案第62号の一括上程、説明	4
○議案第61号の質疑、討論、採決	6
○議案第62号の質疑、討論、採決	14
○発議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
○町長あいさつ	25
○議長あいさつ	26
○閉会の宣告	26

開会 午前 9時00分

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、平成23年第4回吉田町議会臨時会が招集されました。議員各位には公私ともに御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

本臨時会に当たり、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長あいさつ

○議長（八木 栄君） 開会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

きょう皆様に議論していただく議案は、津波防災まちづくりのための布陣の議案でございますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（八木 栄君） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（八木 栄君） ただいまの出席議員数は13名全員であります。定足数に達しておりますので、平成23年第4回吉田町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（八木 栄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第114条の規定により、11番、河原崎昇司君、12番、藤田和寿君を指名します。

◎会期の決定

○議長（八木 栄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。これに御異議ございませぬか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎議案第61号～議案第62号の一括上程、説明

○議長（八木 栄君） 続きまして、議案上程を行います。

日程第3、第61号議案及び日程第4、第62号議案を一括上程いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成23年第4回吉田町議会臨時会に上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の一部改正について2件でございます。

今回上程いたします議案は、機構改革に伴うものでございます。

それでは、上程議案につきまして御説明申し上げます。

第61号議案は、吉田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、津波防災まちづくりを強力に推進する体制の整備を図るため、平成24年1月1日から地震・津波の防災対策事業を統括するとともに、町が行う公共施設整備事業を指導する職務を行う職として新たに設置する理事の職務にある者の給与につきまして、別表第3の級別職務分類表における課長の職務と同じ6級職につける内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第62号議案は、吉田町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、町の重要施策であります津波防災まちづくりにつきまして、これまで総務課地域安全部門で対応してきたわけでございますが、本年11月末に町の防災対策のもととなる津波ハザードマップが完成しましたことから、今後は具体的な津波防災対策事業の計画及び実施に向けた体制を整備し、津波防災まちづくりを強力に推進していくため、新たに防災課を設置する内容の条例改正につきましてお認めいただくとするものでございます。

以上が平成23年第4回吉田町議会臨時会に上程いたします議案の概要でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いいたします。

総務課長、田村政博君。

〔総務課長兼防災監 田村政博君登壇〕

○総務課長兼防災監（田村政博君） 総務課でございます。

それでは、第61号議案、第62号議案の2議案につきまして御説明申し上げます。

なお、この2議案ともに機構改革に伴うものでございまして、それぞれ関連しているものでございます。

まず初めに、第61号議案 吉田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書1ページ、2ページ及び参考資料ナンバー1並びに参考資料ナンバー2の2をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、現在当町の最重点施策の一つとして位置づけております津波防災対策につきまして、本年11月末に津波ハザードマップが完成し、津波被害の想定基準ができ上がりましたことから、今後は津波防災対策へと重点を移行させ、津波防災まちづくりを強力に推進する必要がありますことから、新たに防災課を設置するとともに組織の横断的な政策展開を図るため、新たな職として理事を置きますことから、この理事職の職務について給料表の級別職務として6級職に位置づけようとする条例改正をお認めいただくとするものでございます。

今回新たに設置します理事の職務でございますが、参考資料2の2の2ページの3条の2をごらんください。

理事職は他に属するものではなく、組織に配置するものでございます。そして職務としましては4つの職務を行うものでございます。

1として、地震・津波の防災対策事業を統括することございまして、具体的に言いますと、町が実施します地震津波の防災対策事業に関しまして、第62号議案で新設しようとする防災課を初め都市建設課、産業課などの各担当課が実施する地震・津波対策に関する防災対策関連事業につきまして横断的に統括するとともに、国土交通省を初め、国・県等の関係機関と連絡調整を行うものでございます。

次に2として、公共施設整備事業の相談及び指導に関することございまして、具体的には道路、河川、下水道、水道、公園等の公共施設整備事業、いわゆるハード事業に関する相談及び指導を行うものでございます。

次に3として、建設工事検査に関する助言及び指導に関することございまして、具体的には工事検査の検査員に対しまして工事検査に当たっての助言や指導を行い、検査員の質を向上させようとするものでございます。

そして4として、町長の命を受け各課間及び関係機関との調整を行うことございまして。具体的には、町長の命を受けまして地震・津波防災対策に関連する事業や公共施設整備事業につきまして、各課間の調整や教育委員会等の関係機関との調整を図り、効果的な事業実施を図っていただくものでございます。

理事の職務内容は、高度でかつ専門的であり、大変困難な職務であります。また役場内の関係各課はもちろんのこと、国・県等の関係機関とも調整を行うなどの調整機能をあわせ持つ重要な職務となっておりますことから、理事の職務を6級職に位置づけようとするものでございます。

今回の条例改正は、新たな理事職を平成24年1月1日から設置しますことから、施行期日を平成24年1月1日から施行するとしております。

続きまして、第62号議案 吉田町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書3ページ、4ページ並びに参考資料ナンバー2の1、2の2、2の3をごらんいた

だきたいと存じます。

本議案は、現在当町の最重点施策の一つとして位置づけております津波防災対策につきまして、本年11月末に津波ハザードマップが完成し、津波被害の想定基準ができ上がり、その津波被害想定につきまして町民、企業の皆様に対する住民説明会を開催し、情報の共有を図ってまいりましたところでございます。今後は津波防災対策へと重点を移行し津波防災まちづくりを強力に推進する体制を強化する必要がありますことから、現在、総務課地域安全部門で所管している防災対策に関する事項を総務課から分離し、新たに防災対策事業に特化した防災課を設置しようとする内容の条例改正をお認めいただくものがございます。

条例改正の内容でございますが、総務課の次に新たに防災課を設置するものがございます。この防災課の分掌事務でございますが、参考資料ナンバー2の2の11ページをごらんいただきたいと思っております。

こちらに防災課の分掌事務として、防災会議及び防災対策に関すること、地震・津波防災まちづくりの推進に関すること、原子力災害の対策に関すること、国民保護に関すること、同報無線及び行政無線に関すること、防災センターの運営に関することの6項目としております。これまで総務課地域安全部門内の分掌事務にありました防災関連事務を防災課が引き続き分掌するとともに、新たに地震・津波防災まちづくりの推進に関すること及び原子力災害の対策に関することを明確化するものがございます。

防災課の設置時期ですが、津波ハザードマップに関しまして町民の皆様への説明会が一通り終了し、津波被害情報が共有されましたことから、平成24年1月1日から施行するものがございます。

以上が総務課からの2議案につきましての説明でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 以上で提出議案の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩中に全員協議会を開きますので、議員及び当局の皆さんは第2会議室にお集まりください。

再開は、全員協議会終了後といたします。

休憩 午前 9時12分

再開 午前10時30分

○議長（八木 栄君） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第3、第61号議案 吉田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番、山内 均君。

○3番(山内 均君) 山内です。

先ほどは全員協議会の中で、臨時職というものに印鑑を押しますよ、これから理事の方が、組織に1つの役職ができたときに、やっぱりその人に行って決裁をする権利、最終決裁権というのは町長にあることはわかっています。その途中の決裁をする権利、そういうものを順番に下から行きますよね。そのときにやっぱり新しく入ってこられる理事の決裁する権利というやつを町のほうではどういうふうに考えていますでしょうか。

○議長(八木 栄君) 総務課長。

○総務課長兼防災監(田村政博君) 先ほども申し上げましたように、追加いたします第3条の2のとおり実質的な権限は有するところということでしておりますので、稟議も回るような形になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○3番(山内 均君) 決裁の権利は持っているんですか。

○総務課長兼防災監(田村政博君) はい。そのように説明したつもりであります。

○議長(八木 栄君) 3番、山内 均君。

○3番(山内 均君) 先ほどこの組織図の中からはいろいろ、町長がいて副町長がいて、理事の方が、それから課長がいる。その中にやっぱりいろんな専門的な知識を持った人が、防災であるとかすべてのものに、特に建築の部分のここに書いてある第3号に書いてあります建設工事検査助言とか指導、そういう分野に関して特にそういう部分であるとか、いろんな部分にやっぱり精通した人が意見を出して、そうしてその人が今言った発言力を持ちながら助言をしていってもらって、その上やっぱり要るものもあるんだと思います。そういう意味で権限、裁決をする権利というのは、今、それを確かめたかったわけです。それはやっぱりこれから物事が進んでいくうちには、どうしても1つ1つ、より安全なものになっていくと思いますので、その意味を確認をしたかった。

○議長(八木 栄君) 総務課長、田村政博君。

○総務課長兼防災監(田村政博君) 今、議員おっしゃいましたように、町としましてはこの組織図を、2の3の組織図でございますけれども、副町長の下に理事があるわけですが、町長も町長の命を受けるものにつきまして各課間及び関係機関と調整を行うことということで3条の2の(4)でうたっておりますことにつきましては、今議員おっしゃったようにそういう工事とかそういう関係におきましては理事がワンクッション入ってくるという形になっております。それ以外の町長の命を受けないやつにつきましては、そのまま副町長から下へ、各課へおりのような形を考えております。

よろしくお願ひいたします。

○議長(八木 栄君) 3番、山内 均君。

○3番(山内 均君) もう1つ聞かせてください。

今、防災課というものができました。そしていろんな防災に関してのやることが明確にされました。ただ、防災課の中にすごい広い範囲がありますので……。

○議長(八木 栄君) 課のほうは次の62号についてお願いします。

ほかには、61号議案について。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 理事ということに関してお伺いします。

吉田町役場職務規則の2ページに理事の役割ということが書かれているわけですが、その一番最初の地震・津波の防災対策事業というのを統括するというようになっておりますが、その防災対策事業というのはその11ページにある防災課の分掌事務に当たるといことなのか、もっと広いことを統括しようとしているのかということはいかがなんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長兼防災監（田村政博君） 当然、津波防災対策事業を統括することというのは広い意味です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そうすると、防災課の課長とやっぱり理事との関係というのがつきにくいとか、防災課の課長というのはまたがるかもしれませんが、その責任というのが、やっぱりその部分で不明確になってくるということはないですか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長兼防災監（田村政博君） 不明確なことについてはないと思います。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 地震・津波防災に関しては理事が責任を持って進めると、統括するわけですから、進めるということですね、責任が明確だとするのなら。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 津波防災対策でございますが、その防災計画をつかさどっていくのは防災課ということで考えております。その防災課が計画をつくるに当たりましては、防災課単独ではできないわけですよ。いろんなところの部署の管轄するものを集めた中で、計画というのは成り立っていきますので、そうした中で防災課だけではなくて、計画段階でも理事が主要な役割をすることは当然でございますし、そうした中でだれが責任を持つのかということについては、それぞれがそれぞれの役割の中で責任を持ってまいります。仮に担当であっても、自分の行った事務に責任を持たないかということ、そんなことはございませんので、みんな責任を持っているわけです。

計画であれば、多くのものについては担当課で決裁するということはありませんので、町長が最終決裁者になってまいります。したがって、最大の責任を負う者ということになると町長になってまいります。その中でいろんな役割を果たしてそこまで作り上げるわけですので、その中で果たした役割においてはそれぞれが責任を持っていくということで、その人にすべてをゆだねて、その人に全責任を持って仕事をやらせるなんてことはそうしないわけですので、そういう中で組織として動いておりますので、組織の中で責任も分担するし権限も分担するという中で仕事は進んでまいります。

特に、これから防災関連の建設事業を行うとかそういうことになってまいりますと、所管の担当課が必ずでき上がりますので、そこで事務は行っていますが、それに対する調整その他については防災課も果たす役割もあるでしょうし、それよりもさらに理事が果たす役割のほうがふえてくるというふうに思っておりますので、そうした中で組織として調整を図りながら、最大限の力を発揮できるような役割を定めていくということで運営をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 要するに、1番で事業を統括するというふうに書かれているから、この方が私としてはリーダー的存在で、リーダーとしていろいろ発信し議論し、まとめていくんだというふうに思って、そしたらやる以上はその人がやっぱり責任を持つと、個々に責任はありますよ、けれどその事業全体として責任を持つというのは、ここに書かれている理事であるという認識でよろしいかという質問ですが、それでよろしいですか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） そういう意味であれば、大きな最大の責任を持っていることは確かでございます。それを上回る責任は、ただ町長にあることだけは申し上げておきます。以上です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。
10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） 10番、増田です。

まずは、理事が国土交通省からお見えになるということでお聞きしたわけですが、この国との関係で今後の人事交流計画がありましたらお聞きしたいと思います。

あわせて、理事の方も来るについては多分期限を切って約束されているのではないかと思いますので、そのような約束事に加えて、町が考えているメリットについてお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 今後、国土交通省との人事交流といいますけれども、基本的には今のところは考えておりません。

それから、国土交通省から人を呼ぶメリットでございますけれども、基本的に今後は防災対策の関連事業が進んでいくわけですが、当然、その大枠は私が国と調整をするわけですが、それで決まったことについては当然のことながら、理事が国土交通省と内部調整を行うというふうなことでございます。ただそういう意味において、私は実務は基本的によく分かりませんから、大枠で決めて後は細部については理事がまたそれらについて詰めると、また場合によっては私がやることについてあらかじめ国土交通省から情報をとる、そういうふうなことになります。

〔「期間ていうのはどれぐらいか」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 基本的には決まっておりません。期限については決まっておりません。

○議長（八木 栄君） 10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） 初めて理事を迎えるということで、最大の効果が出ることを期待していますので、よろしくお聞きしたいと思います。

それから、職務規則の第3条の2の理事の職務の中に、(4)に町長の命を受けということがあります。このことについては、町長としては特命事項を考えているかどうかお聞きします。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 当然のことながら、津波防災関連の事業につきましても、またそのときそのときで突発的に出てくることもございますから、そういうのにおいても当然業務の中

に含まれていると考えていただいで結構です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田でございます。

先ほど全協のほうで管理職手当という形で、課長級、部長と同じような同額7万2,700円ということになっておりますが、その辺のところ等々、あと全協の場で言われたの、もう一度どんなように変わるかという形で、ここの本会議で質問すると議会だよりのほうの形ですっきりと残るもんですから、町民の方々に説明責任を果たす意味からも、6級職ということがわかったんですが、それ以外に今度の理事の待遇的なもので変わるところ、課長と同じだということで2点ほど答弁いただいたものですから、説明いただきたいと思います。1点はそれをお願いします。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 理事の待遇についてということでございますけれども、理事の待遇につきましては、今回6級職へ位置づけるということでございますので、従来の6級職につきましては課長、局長級でございますので、それと同等の待遇ということで考えております。特に管理職手当につきましても、理事の管理職手当という特別なものは設けない中で、課長級の管理職手当を支給するというところでございます。

それから管理職特別勤務手当、こうしたものについても課長級と同じ、こういうことで、すべては理事のために新たに処遇を追加するというようなものは、予定はしておりません。以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） その点につきましてはわかりました。了解しました。

これも前回の全員協議会のほうで、今回の臨時会の招集及び1月1日からこの理事職の施行という形で、過日平成24年度の国のほうの予算を閣議決定して、町長よく言われるように分捕り合戦はスタートしているんだという形で、正月もなく働くんだというような意思表示だと思われるんですけども、具体的に先ほど同僚議員の説明で、大枠は町長が決めて内部的なもの内部調整的なことは理事が行うということになっていて、具体的に今年24年度の国の予算とのつながりで、津波防災まちづくりにおいてある程度の要素というんですか、そういったものの、具体的に今言えないかもしれませんが、我々に対してこのようなイメージですというものがあれば、津波防災まちづくりといいますと避難タワーがどうしてもイメージにアップしてくるわけですけども、これにつきましては単費でやらざるを得ないというような過去の御答弁もあったものですから、それについて国との関連からある程度膨らました事業メニューが見えてきたのかなということも期待しているわけではございまして、国・県との調整も踏まえて、1月1日からの動きとあわせて今話せる内容があるようでしたら御報告願いたいと思います。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） ただいまの国・県の動きでございますけれども、国の第3次補正の中でも、中心となるのは被災地の復興にかかわるものが主なものでございまして、それ以外の地域に対しての防災予算というのは、それほど多くは配分されていないような状況でございます。しかも、第3次補正予算の中身については、詳細については補正予算の枠組みだ

けあらわされまして、その制度、どういう制度のもとでお金を使うことができるのかというものは、どちらかというと後出しで出ております。したがって、津波防災避難ビルとか避難タワーとか、そうしたのもそれぞれ単独でどのような補助メニューの中で使われるかというのがいまだもってはっきりしないということでございます。その中で起債事業の該当にはしましようというようなことで、借金をするルールは少しずつ見えつつあるんですが、それで5年計画をつくって計画を出せば、起債の対象にはしましようとかいうようなところになっています。どういうものについてどういう事業立てであればその対象になるかというのも、ただ余りはっきり出ていないです。ケース・バイ・ケースで判断されるような状況になっています。

二、三日前に国の新年度予算も概要出てまいりましたけれども、あの中についても余り被災地以外のところの防災対策については、全くはっきりしたものが出ていないんです。メニューとしては出ているんですが、それをメニューが出ただけでは利用できませんので、ちゃんと制度までこういう制度のもとでこういう事業に使いますというところまでしっかりしたものが出てこない、どこも自治体、動きようがないわけなんです、現実はそのような状態なんです。

その中でも、当町、町長は特に財務省、国交省中心に何らかの手だてはないか、こういうことで探してございまして、町独自の提案もしながら、できるだけ単費だけで対応するというような状況にはならないように今調整を図っておりますので、そうした中にありますことから、1月1日という日は非常に重要なことございまして、これが4月1日にずれ込むとかそうしたことになるれば、国の事業立てがいろいろ動いている中で、どこかに吉田町の事業が有利に入り込めるすきがあれば、その間でも1日たりとも無駄にしないで、その中で有利な事業採択を目指していくというつもりで、当局としてはできるだけ町に有利な条件を調えるというつもりで今動いておりますので、そうした中での1月1日ということをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 今、概略については企画課長のほうから説明を申し上げたんですけれども、はっきり申し上げて、ようやく津波防災地域づくり法案が成立したばかり、私のところにはいち早くその資料がございまして、それを見ても恐らく県のほうにはもう行っていると思うんですけれども、そういうような段階で今後どのような形でこれを進めていくかということについては、まだほとんど制度設計ができておりません。予算につきましても、これを一体、どの予算をどういう形で使えばいいのかということすらもまだ決まっていない、本当に五里霧中の状況でまだ中央は動いています。

そういう中において、やはり走っていくのは皆さんにもお話し申し上げたことがあると思いますけれども、津波ハザードマップをつくるということなんです。先ずれば人を制すという、要は単純な話、うちの町が津波ハザードマップを持ってこんなようになりますというようにやれば、中央の人々のいわゆる頭の中に吉田町のさまざまな事情というのをよく理解していただけますので、有利な状況というものをこちらからつくっていくというふうな形で今動いているわけでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 国との兼ね合いの中で、そういった状況にあるというのは十分わかりました。期待したいと思います。また、今平成24年度当初予算に向けて策定中であるということで、町長ヒアリングも始まっているというお話も聞いておりますので、そういった中で新たなメニューを入れ込むという形で、本当に短い間での手腕が試されるなどと思います。

そうした中で、焼津市では避難タワーを今回補正予算を組んで、国の補助をもらってやっているという話も聞いているわけで、本当にこの理事のネットワークを最大限使った予算どりというのを期待するわけでございまして、最後でございませけれども非常に楽しみ、町民も本当に楽しみにしているものですから、早急な予算を理事の活躍をお願いしたいと思います。要望です。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 1つ議員に申し上げておきますけれども、焼津は津波避難タワーと言っていますけれども、起債も認められるかかどうかも全然まだわかっておりません。そういう状況の中で、あたかもいわゆる焼津のことがすべて成功裏に動いているというふうな御発言はちょっと差し控えていただきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） ただいまの藤田議員の御発言の中に、平成24年度予算編成に向けて町長ヒアリングを行われているというふうにおっしゃられましたけれども、ただいま担当者ヒアリングの段階でして、年明けに入りましてから町長ヒアリングに移るという状況でございます。

それと焼津市につきましては、非常に制度が見えない中で国の補助も受けると、それから起債も受けるという予定で事業計画を県と調整を図りながら提出して、その中で予算措置をしているようでもございますけれども、それが確定されたものであるかどうかというのをちょっと私どもも確認はしておりませんし、焼津市さんのほうもなかなかできるだけ早いメニューに乗っかろうというふうな形で行っておりまして、津波避難タワーについても技術上も、この仕様でいけば津波避難ビルとして認められるんだというような仕様も全く決まっていな感じです、今のところ。そういう中で2層建てのものをつくろうとしていらっしゃるようではございますけれども、それが果たして津波避難タワーとして適当なものなのかどうかというのは、焼津市さんもこれから吟味しながら進まなきゃいけないところでしょうから、非常に予算措置が早かったものですからああいうとらえ方をされておりますけれども、当町としてはもう少し地についた進み方をしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。もう1つ聞かせてください。

3条の2の中の理事の職務に1、あります。防災に来るほうに関しては非常にわかりました。あと今、避難であるとか避難した後であるとかそういうものの部分ですね、それはこの中にできたら避難であるとか避難後の対策であるとか、そういうものも含めてほしかったんですけれども、そういうものは今後やっぱり含めていただけるような形、もちろんそれを考えて理事の中で考えていただけるような形、そういうイメージを持っているのでしょうか。

- 議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。
- 総務課長兼防災監（田村政博君） 津波避難計画、今策定中でございますので、そういうのを含んでということでございますので、この地震・津波の防災対策事業という中へすべてが含まれております。そういうことで御理解いただけますか。事後もちろんそうです。
- 議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。
- 3番（山内 均君） 今僕が言いたかったことは、地震があったときにあらかじめ、東日本でもそうですけれども、あった後にいろんな土地を探したりこれからどこへやるかって探しますね。事前にやっぱりあらかじめそういう避難のもの、避難をどうしたらいいとか、状態の中に来るべきときのそういうものを考えておいていただきたいという意味なんです。そういうものを含めて、また内容に関しては検討していただければと思います。
- 議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。
- 総務課長兼防災監（田村政博君） 町としましては、今議員さんおっしゃったようにすべてのものを含んだ中で事を進めていきたいと思っておりますので、そういうのも含んでいると御認識いただければ結構だと思います。
- 議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。
- 1番（増田剛士君） 1番、増田です。
- 理事の第3条の2で、町長は必要に応じて理事を置くことができるというものがあるんですが、人数の規定というのは特別なんですか。今回は1名だと思っておりますけれども、今後ふえるとか減る、減るといのはおかしいんですけれども、そのような規定というものはあるんでしょうか。
- 議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。
- 企画課長（塚本昭二君） 理事の職につきましては、今回こういう形で提案をさせていただきましたけれども、理事を1名、2名というふうに限定するつもりはなくて、当町にとって地震・津波防災対策と、これは過去に経験したことがないような大きな岐路に立つものだというふうに考えておまして、それを対応するための新たな手法として理事を置くということにいたしましたので、また同様の重大事を処理することについて理事の設置が必要であれば、またその都度設置をさせていただくというつもりで、今後の対応をさせていただきたいと思っております。
- 以上です。
- 議長（八木 栄君） そのほか質疑。
- 12番、藤田和寿君。
- 12番（藤田和寿君） 今の御答弁について、関連でちょっと質問させてください。
- 級別定数っていうのが町にあって、6級、今回、防災課長が6級職で兼務じゃないとなりますと定数いっぱいになると思われるんですが、今の御発言だとその定数を超えるようなこととなりますので、やはりあくまでも級別定数は守るということによろしいですね。
- 議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。
- 企画課長（塚本昭二君） 級別の定数を規則で定めてございますので、それは当局としても当然、常に監視しながら職の決定をしております。今回の理事職を6級に決めるに当たりましても、その定数の範囲であるということで確認をしております。上位の級のところが保たれていれば、その下のところ、上と下と足してそれ以上超えていなければいいという表の見

方ですので、それを超えるようなことは今回も行っておりませんし、今後についても、仮にそうした必要があるのであれば、そういう措置をとりながら規則の改正等も行いながら適正な配置、職務の級の決定ということで対応してまいります。

以上です。

○議長（八木 栄君） そのほか質疑はございますか。

[発言する人なし]

○議長（八木 栄君） ないようですので、質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

[発言する人なし]

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第4、第62号議案 吉田町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 先ほど言いかけましたこの組織表の中に、理事の位置がここに入っています。そして理事の役割を説明されました。実際に地震が起きたり災害が起きたときには、都市計画課であるとかいろんなところと連携をしないといけないと思います。特に自主防災会であるとか、そういうところの今まで以上に太いパイプをつくるとか、そういうものができるのではないかと予測をしているんですけども、今当局のほうではそういう関連をどのように強化していくかというのを考えていますかどうかお聞きします。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 実際に有事の際には、ここの資料にあります役場の組織機構では動かずに、防災対策本部ができ上がりますので、その防災対策本部の中で本部長、町長になりますけれども、それから本部委員が配属されまして、その下にいろんな総務部、調査部とか機械土木部とか部制をひいて必要な陣容がつけられるということになってまいります。特に力を発揮していただくところの一つに土木関係のところもございますので、そうしたところについては土木部の、現在でいくと機械班というのがありますが、その中で土木業者さんに出動要請をすることかということが役割として与えられております。

それで、防災訓練時のときなどもそうした御協力を得ながら訓練も重ねておりますし、今後そうしたものが円滑に進むような協定を結んでいくとか、そうしたことも課題の1つにはずっと取り上げられておりますので、そうした中で、皆さんの御協力を得られるような形で今後全体をまとめ上げていかなければいけないというような課題を持ちながら、防災課はスタートいたしますので、そうしたことも当然検討の一つに入れてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） ぜひ今言われたやつを防災の中にも強いパイプを、強いベクトルを持っていただきたいと思えます。

それともう1つ、この表の中で理事の位置づけですね、先ほども全員協議会の中でお尋ねしましたけれども、いろんなところに関係をしていきながらやっぱり決裁をする権利、それは当然持っているというふうに考えていいわけですね。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長兼防災監（田村政博君） 先ほども言いましたように、実質的な権限を持っているということですので、そういうことで理解していただいて結構です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） この資料2の2の吉田町役場処務規則の中で、防災課というところの2番に地震・津波防災まちづくりの推進に関することというのが新しく加わったようなんですけれども、これ提案です、防災課だけではなくて都市建設課というのいろいろ、ほかのところに関与する課があるとすれば、これ町がしっかりやっっていこうという話だから、その事業というのを加えていっておいたほうがいいんじゃないかという提案ですが、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） それぞれの所管課の中にも津波防災まちづくり、これを所管事務として入れ込んだらどうかという御提案かと思えますけれども、そのそれぞれの所管の課において、地震・津波防災まちづくり、これを一つの事業として取り組むというようなことを課題として出すことは余り適当ではないのかなというふうに思っております。こうした津波防災まちづくりを進めることについては、予算編成方針とか町長からの訓令的なもの、そうしたところで各課において平成24年度における主要な施策というのは、まずは地震・津波防災まちづくりの推進なんだということを打ち出しておりますし、全課を挙げてそれを念頭に置きながら、自分の本来の任されている所管の事務を形づくっていくというようなことを行うわけでございますので、とりたててどこの課もそこへ向かっていくんだということではなくて、福祉であればちゃんと福祉施策を前面に出して、その中に津波防災まちづくり、これに資するところがあればその中でそれを施策に反映していくというような考え方を持っておりますので、その対応でただいまのところは進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 先ほどの件は了解しました。

次に、消防団に関することが総務課に残っていますよね。この消防団に関することを残した理由を御説明いただけますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 消防団を総務課に残したという理由でございますけれども、防災課につきましては、今後防災に特化した取り組みを行う、防災課を事業課としてみなすことは余り考えていなくて、防災施策を町全体で取り組んでいくかじ取りを担ってもらおうということでございますので、資料の2の2の処務規則の11ページに防災課の分掌事務がございますけれども、まず防災会議、防災対策に関することと、これを一番上に掲げてございます。防災会議、これが町の防災を決定していく機関でございますので、こちらに上げていくものを主に行っていく。それと防災町づくりの推進、これもあわせて行っていくわけでございますが、これを計画段階からいろんな部署を網羅して計画をつくって実施する段階までかじをとっていかねばいけないというかなり事務量としては多いところになります。

今それに向かって防災課が動いていかなければいけない中で、実務を余り持たせますとそれができなくなってしまうというおそれがございまして、消防団の場合は当然一たん被災したような場合、これで大きな働きを行っていただくというのは当然のことなんですけれども、非常に大きな力を担っていただいておりますし、予防的などでも御活躍をいただいていると、こういう実態はあるわけですが、それを防災課の今の機能にあわせ持たせることが必要かどうかというところを考えたときに、余り防災課の陣容からいってもそれだけ消防団に係る事務を処理できるだけの能力の配置ができるかどうかというところが非常に心配な部分がございます。総務課の中に置いておいて、消防団の皆さん方が活動して支障が出ないようにするというのが、最もこの1月1日スタートの上では得策だろうというようなところから、これが1月1日でスタートするものが非常に理想的な形だとは思ってなくて、今できる陣容としてはこれがベストであるというところで配置してございますので、一応そういうところで消防団については、総務課のほうに1月1日時点では残させていただいているということでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

今に関連してちょっと1つ気になるので聞かせてください。

この防災会議、防災課の中の11ページに防災会議とあります。その防災会議のメンバーというのは、特に今言った消防団であるとかが入ること、そのメンバーの予定とかそういうのはあるんですか。防災会議を構成するメンバーというのは考えておられますか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 防災会議でございますが、現在も防災会議はございまして、吉田町防災会議条例というものがございまして条例規定された会議でございます。その中で、委員についても3条の中で規定されておまして、規定されている委員を申し上げますと、指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する、それから静岡県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者、それから静岡県警察の警察官のうちから任命すると、それから町長がその部内の職員のうちから指名する者、それから教育長、消防長、消防団長、それから指定公共機関等のうちから任命する者、こうしたところで細部にわたって構成員は条例で規

定をされておりますので、これを変えるようであれば条例の改正が必要だということになります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 防災課が1月1日からできるということで、ハザードマップもできまして津波防災まちづくりへのスタートということで、町民も大きな期待をしていると思います。

それで、町長もずっといろいろ書かれているわけで、書かれていることを読めばわかるんですけども、ただ具体的に先ほど同僚議員から質問ありましたが、具体的なインフラの整備とかの中長期的な計画についてが、いまいち見えていないと私は思うんですけども、その辺については言える部分と言えない部分があるかもしれませんけれども、考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 中長期的といいますけれども、よく私、説明会場等で町民の皆さんにもお話申し上げているんですけども、これ辻先生が東海地震が起きる確率ということで、20年から30年後は80%ですとおっしゃったことありますけれども、恐らくこの10年というものが、国の防災事業が大きく動いていく期間だと思います。その中において、要は吉田町の津波防災まちづくりというものを完成の方向にまず持っていくというふうなことをやらなきゃなりませんので、ただ問題は、国の予算というものがどういった形で動いていくのか、それから津波防災まちづくりのメニューというものがどんなふうなものになっていくのか、そういうものを含めて制度設計がまだよくわからない部分がありますので、私が中長期の計画こんなふうにつくりますよと言っても、国のほうのいわば関係が非常にあいまいな部分がありますので、簡単にこんなふうにできるというふうには考えておりません。

ただ、大きな骨太のものについては、大体この辺ぐらいまでにこんなものづくりたいなどいうのはございますけれども、それはつくりたいというだけであって、国のほうがそれに対して予算措置を含めて制度設計がどんなふうになってくるのかといったことに対応してきますので、細部についてはなかなか決定できないと、こんなふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 町長がいろんな場面でお話ししているし新聞記事も載っていることで、例えば防潮堤を国の管轄であるけれども、テレビでは200億円かかるというような言い方されていたり、場所によっては町長、300億円かかるよといったところもあるし、250億だと言った人もあると聞くもので、どれが本当か私わからなくなってしまうし、それと町長は来年度避難タワーを3塔建てるよって言った、聞いたと言うような人がいるようなものですから、いろいろ情報が錯綜しているものですから整理できない。ですから、スタートしたし目的ははっきりしていると思うんですけども、スタートはしても終わりはないと思うんですけども、ただずっとある程度のところまで、中継点ぐらいまで何年間かぐらいかけたらこまめではやっておきたいよとかいうものがあればお願いします。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） それは希望を申し上げれば、24年度で新しい防潮堤ができて、港の津波堤が全部改築されて、それから大井川の堤防がかさ上げされて、坂口谷川の堤防がかさ上げされて、それから坂口谷川に水門ができて、津波避難タワーが必要な数だけできる、これ

はできますけれども、しかしそれを言っても何の意味もございませんよね、はっきり申し上げて。予算的な裏づけは全くないわけですから。予算的な裏づけというものは、今後国という部分がようやく先ほどお話申し上げましたけれども、津波防災地域づくり法案というのができました。その法案というものについて県知事だとかそれから市町村がさまざまな形で今後動いていきますんで、そういうようなことは制度設計ですから、そういうのをまず見ていくと。それと同時に、国が今後予算措置をどういうふうにしていくかということがありますんで、そういうのを踏まえつつやっていくわけで、ここでだぼらを吹いても何の意味もないと私は思っております。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 1 番、増田です。

10月に我々は議会報告会というのがあって、その中で質問もいろいろあったんですけども、その中で災害ボランティアコーディネーターというのが町内に何名かいるそうなんですけれども、その方々というのは、今度のできる防災課で把握というのかそういうことをしていくんでしょうか。それと、今後災害発生した後、そのような災害ボランティア、今回の福島のほうでもかなり活躍されて、活躍といたら言葉はおかしいんですけども、やっただいてるんですけども、そのような方々の育成というか、そういったこともこの防災課では担当されるんでしょうか。

よろしくをお願いします。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 災害ボランティアにつきましては、実際に災害があった場合には災害対策本部の中で、福祉関係の課でいきますと社会福祉課とか社会福祉協議会、そうしたところが中心になってボランティアの受け入れ等々を行ってまいります。

ただ、そうした全体の計画をつくっているのは防災の所管課として、今回防災課ができるわけですので、全体のそうしたボランティアのコーディネートについても、今までは津波が来ないという想定でのボランティアの活用ですので、そうしたところもすべて津波が来る中で、それも想定した中でのボランティアの活動の場を展開していかなきゃいかんというような状況になりますんで、そうしたところも含めてすべて見直す中で、ボランティアの活用についても新たなものをつくってまいりたい、まいらなければいけないのではないかとというようなところで課題としては掲げておるところでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 今のは、防災課でそういうことをやっていきますよというお話で理解してよろしいですね。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 防災課で直接的に行っていくか、防災課の指示を受けて社会福祉課とか社会福祉協議会とかそういうところで実際にそれに携わっていくか、それについてはまだ今後もう少しお時間をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） ほかに。

10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） 10番、増田です。

今回の防災課の設置については歓迎するものであります。この中で、課の設置については長期的な視点で町の総合計画へ組み込んでいると思っております。その中で、過日津波ハザードマップの説明会もやり、その中で防潮堤あるいは避難タワーの一応整備はしていくんだよという発言もあったわけでありまして、これを町の計画の中においては基本計画へ、あるいは実施計画へどのような手法で組み入れていくかということを知りたいと思います。

その中で、先ほど町長から国の動向をよく見きわめてという話もありましたけれども、新年度へ向けては早くやってほしいな、単独事業でもやってほしいなという思いもしているものがありますので、その辺の取り組みについてお伺いします。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 津波防災対策を計画にどのように反映するかということでございますが、23年度からの中で動いています後期基本計画についても、項目としては防災の町づくりというのは当然目指した中の重点項目の一つにもなっておりますので、従来から防災に対してかなり重きを置いて計画はつくっております。

そうした中で、津波については新たなものとして課題が加わっておりますので、そうした文言を入れ込むかどうかは課題は残っているわけですが、ただ後期基本計画のつくり方自体は、そうした個々のところまでは踏み込んだ形をとっておりませんので、実施計画の中にそうした事業立てをするときにそうしたものを反映していきたいというふうに思っております。

実際に、今実施計画をつくり終えた中にも、そうした津波防災については事業が膨らんでいることもございますし、実施計画段階においてもこうした津波防災ということはかなり重く念頭に置いて計画づくりをしているところでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） 海岸線にあります住吉川尻地区におきましては、特に避難タワーの要望が強いわけでありまして、既に要望する町内会においては要望書が出ていると思っております。ぜひ早い取り組みをお願いしたいと思います。

それから新しく防災課が新設をされますと、理事があり防災監がありということになります。それでお願いしたいことは、自主防災会へのかかわりということでありまして、ぜひこの理事なり防災監がぜひ自主防とのかかわり合いを深く持って、指導なり助言なりに取り組んでほしいと思っておりますけれども、今度の理事が生まれてきたときにはどんな自主防との取り組みを考えているか、お聞かせをお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 実際に自主防災会に対して働きかけをどのように行うかということについては、理事は防災監にはする予定にはなっておりませんので、災害対策本部長の位置づけといたしましては本部長が町長と、それからその本部長の命を受けていろいろ命令を下すのは防災監ということで考えておりますので、防災課長のほうが実際に現場に対して、そういうかかわりを持っていくというようなイメージを持っております。

理事につきましては、大所高所からの判断が加わってまいりますので、実際に接触は当然させていただくわけがございますけれども、いろんな細部にかかわる取り組みというのは防災課のほうが主体になってくるというふうな動かし方を今考えております。

○議長（八木 栄君） 10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） 10番、増田です。

委員会で何箇所かの自主防災会あるいは行政の取り組みを見させてもらってきております。その中で自主防と行政のかかわりが深いものを持っているところは大変うまくいっています。そういうことで、ぜひ今度は理事が生まれるということになれば、強力な関係を持っていただいて、持っている技術なり立派なものをぜひ植え込んでほしいと、このように思っています。ちょっと現状はその点が行政のかかわりというのは手薄ではないかなという思いで発言をしています。

よろしくをお願いします。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 自主防災会、当然今回の3.11を見ましても、本当に行政ができるところというのは限界は非常に見えてございますし、自主防災会の果たす役割というのはこれまでも非常に認識は持っておりましたけれども、それまで以上にその大切さというのをわかったつもりでいます。自主防災会と行政との連携をどのように保っていくかというのも、今までは津波災害が起きないということでそれを前提にして自助、共助、互助というものを考えておりましたので、そうしたところもすべて考えを新たにして、新たな防災のあり方というのを構築していかなければいけないという段階にありますので、決してこれまでも自主防災会とのかかわりが薄いとは思っておりませんが、そういう御指摘があったということを念頭に置いて、さらに自主防災会とのかかわりを強めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○10番（増田宏胤君） 終わります。

○議長（八木 栄君） ほかに。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番でございます。

防災課の処務について従来までの、先ほどの全協では従来までの処務規則を総務課と防災課と企画管理課のほうにうまく分けてやったよという答弁があったわけですが、今回新たに(3)の原子力災害の対策に関することということで、従来までの処務規則には載っていないことが載ってきたと思われるわけですが、国の政策が変わったことにより町長から特命で総務課のほうにあって、それが、そういった形であるから明確になった形で今回は載せたということなのか、それとも新たな防災課である程度推進していくんだという意思表示のあらわれでやるのか、そこら辺について先ほどの答弁ちょっと違ったものですか、御回答をお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 3号についても文言としては新たに表現したものでございますが、業務としては従来から総務課の地域安全部門で所管していたものでございます。原子力災害につきましても防災の問題でございまして、エネルギー政策とかいうところの部署ではなく今のところ企画課にございまして、エネルギー全体を考えるような場合にはこちらに事務はございませんが、今でも防災、原子力災害への備えというところでは総務課の地域安全を担当しておりましたので、それを議員さんおっしゃられるとおりに明確に表現をさせていただ

いたというところでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今回防災課を設置して、やはり町民に対して本当に津波防災まちづくりを第一番に推進するという、1月1日から設置という形で町民に対してすごく訴えるイメージが大きいものですから、そういった広報的なことも踏まえまして、新たな理事の登用及びさまざまな施策が動き出すんだという形を平成24年度当初からやるという形でいろんなところで広報されると思うんですが、どのような形で、年頭のごあいさつでも述べられるかどうかはちょっとわかりませんが、そういったものを含めて時間も早急に、早急な広報も町民に安心を提供する部分では必要だと思われるものですから、その辺についての町長の意気込みを再度お願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 町民の皆様には、津波ハザードマップの説明会においてもくれぐれもそれについては説明をしたつもりでございますけれども、要はこれでもって一応組織的な形での津波防災まちづくりに対する取り組みというものが、こういう形でやっていきますよというようなことを町民の皆様へ申し上げるわけございまして、そこに財務省の主計から、また国土交通省、ちょっとこれは言えませんが、国土交通省のある部局から連れてくるというようなことは、今後吉田町の津波防災まちづくりにはかぎとなりますよというふうなことを町民の皆様へわかりやすく話し申し上げて、いわば安心というよりも今後この町の安全を構築する上に当たって、こういうような形で進めていきますよというようなことで、それが町民の皆様へ安心の材料となればそれはそれでよしと思っております。

ただ、いたずらにこういうこと声高に話することよりも、やはり具体的に一つ一つの成果を上げていくというふうなことが一番大事なことではないかと思っておりますので、傍らにおいては町民の皆様へこの組織化対応についてはお話を申し上げ、片方においてはこれまでと同様にやはり中央に参ってさまざまな津波防災まちづくりの、現在は非常に混沌としている状況でございますけれども、それぞれの各省庁の考えたことにつきましてやはり情報を収集して吉田町の町づくりというものが具体的に動くようにやってまいりたいと、こんなふうに思っております。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 11番、河原崎です。

同僚議員と同じような質問になるかもしれませんが、まず、防災課をつくり新たに理事を任命し津波ハザードマップができ津波防災まちづくりを進める中で、防潮堤あるいは避難タワー、防災タワーになりますか、これがまだはつきりしませんが、まず町の防災対策計画、手にとるようになるわけですが、今町長さんは西駿河湾防潮堤期成同盟会会長をされておると。それと他の市町との関係ですね、町の防潮堤との兼ね合いはどのようなことをお考えか、ひとつ伺いたします。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 私は吉田町の町長でございますので、吉田町の安全というものに誠実にかかわってまいりたいと思っております。

西駿河湾防潮堤促進期成同盟会というものもありますけれども、やはり私が焼津市であるとか牧之原市であるとかそのようなところまで口を出すべきことではございませんし、何はともあれ吉田町のいわば安全というものに誠実にかかわってまいりたいと、こんなふうに思っております。ほかの町が、焼津市さんがそれから牧之原市さんがどんなことをされるのか、私としては基本的には関知しておりません。

○議長（八木 栄君） 質疑はあくまでも62号議案に対しての質疑でお願いしたいと思いますと思いますが、よろしいですか。

11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） ちょっと皆さん、いろんな質問をしたもんですから、私少し変わった質問をさせていただきました。町のことについて一生懸命頑張ると、しっかりいただきました。また、先ほど町長答弁の中で大井川、湯日川、坂口谷川、こういうものも整備しながら進めると、こういうことでもございました。また、私これひとつお願いしたいのは、今回就任されました副町長、そしてまた国交省から来られる理事の力をかりまして、ぜひやっばり事業をするには予算が必要でございます。ぜひ国のほうからたくさんの予算をいただいでくるようぜひお願いをしたいと、こんなふうに思います。

以上であります。答弁があったら、お答えをいただけたらひとつよろしくお願ひしたい。

○議長（八木 栄君） あくまでも62号議案ということでお願いしたわけですがけれどもね。

ほかに質疑はございませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） すみません。もう1つ聞かせていただきます。

先ほどこの構成表の中に、決裁権する力を持つ人が2人、1つの課にできるような形になると思いますがけれども、その辺はどういう形を、優先順位であるとかどっからどっちのほうが決め方というのは大体考えて、ちょっと難しい問題が出てくると思うんですけども、その部分、1つの課の中に2人決裁をする力を持つ人がいたときにちょっと心配になりますが、その辺はちょっと答弁してください。

○議長（八木 栄君） 質問が、もう少しわかりやすくしてください。

○3番（山内 均君） わかりました。

決裁権を持つ方が1つの課の中に2人で今度出てきます。理事の方と関係する……。

○議長（八木 栄君） 理事は課ではありません。理事は副町長の下にいるということで……。

○3番（山内 均君） そうじゃなくて、いろんな課のことにかかわるじゃないですか。この中の3条の2の4号の中、そこには当然出てくると思うんですけども、その順位というのは判こを押していく順位でいいわけですか。それを聞いたかったんです。それがしっかりはつきりしているかどうかということです。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 理事に与えられる特命事項の調整ということの御心配でしょうか、第4号ということになりますと。各課間及び関係機関との調整を行うという中での決裁ということですね。

この件に関しましても、特命事項として組織内では特命事項が出た場合には特命事項を発令されますので、それに関しまして課長が今まで課長のところで決裁できるものであっても、その決裁を上位まで移していくとか、組織運営ではいろんな手法がございますので、そうし

た中で同じ権限を2人に持たせるということはありません。それぞれが違う係の中で決裁権を発動してまいりますので、課長と理事と同じ権限を持つてしまうということにはなりませんので、組織運営上そうした混乱が招くような運用はしないように心がけてまいります。

以上です。

○議長（八木 栄君） あくまでも62号議案 課の設置条例の一部を改正する条例の制定についての質疑でよろしいですか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今僕が心配したのは今のその答えを聞きたかったということです。ありがとうございました。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（八木 栄君） ないようですので、質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

[発言する人なし]

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、資料配布のため、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時50分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開します。

○議長（八木 栄君） お諮りします。

お手元に配付のとおり、10番、増田宏胤君から発議案第8号 吉田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてが提出されました。

これを日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、追加議案1件を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定しました。

◎発議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 追加日程第1、発議案第8号 吉田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者、増田宏胤君の説明を求めます。

10番、増田宏胤君。

〔10番 増田宏胤君登壇〕

○10番（増田宏胤君） 本日の臨時会の議案でありました吉田町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、その中に新たに防災課が設置をされました。これに伴い吉田町議会委員会条例の総務文教常任委員会の所管に防災課を加える必要が生じたことから、同条例の一部を改正するものであります。

朗読をもって説明にかえます。

発議案第8号 吉田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

吉田町議会委員会条例（昭和39年吉田町条例第30号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第112条及び吉田町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成23年12月26日提出、吉田町議会議長、八木 栄様。

提出者、吉田町議会議員、増田宏胤、賛成者、吉田町議会議員、杉本幸正君、同平野 積君、同枝村和秋君、同佐藤正司君、同藤田和寿君。

吉田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

吉田町議会委員会条例（昭和39年吉田町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中、総務課の次に防災課を加える。

附則、この条例は平成24年1月1日から施行する。

以上であります。

○議長（八木 栄君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結します。

増田議員、御苦労さまでした。

それでは、討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎町長あいさつ

○議長（八木 栄君） 以上で平成23年第4回吉田町議会臨時会のすべての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆様におかれましては、当局が提出いたしました議案につきまして真摯に御議論いただき、また議決をいただきまして本当に感謝申し上げますところがございます。

議員の皆様の御質問に対してお答えした中で、もう皆さんにはおわかりだとは思いますが、ようやく先刻津波防災地域づくり法案が成立したばかりでございます。私が先日東京に行ったときに、国交省の上のほうでこういうのが田村君できているよと回ってきたわけでございます。県のほうにも先ほどお話ししたように来ていると思うんですけども、今後制度設計であるとかそういうのがようやく始まると、また県レベルにおいてもようやく動くという段階でございます。はっきり申し上げて、第3次補正もございまして、平成24年度の予算も細部についてはほとんどまだわからないという状況でございます。いわばやみ夜に鉄砲を撃つというような状況でございますけれども、鉄砲を撃つところはわからないところではありますけれども、この辺だろうという形で鉄砲を撃っていくわけでございます。いろんな方々にお会いして現在どんなふうな状況で動いているんだろうか、そういうのにつきましても複数のところに当たって確認してくると。

現実に行けばわかるんですけども、ある局の局長に会って聞いた話とまた別の局長に会って聞いた話と違ってくると、そういうことは、本当に中央でもこの津波防災まちづくりをどんなふうに進めていけばいいのかというのについて、ある意味においてはそれぞれが暗中模索しているというのが実態でございます。

そういうのを踏まえて、今後吉田町の津波防災まちづくりを進めていくわけでございますので、議員の皆さんにおかれましては、ぜひとも財務省、それから国交省から人員を得て防災課をつくってこれから組織的に対応していくというわけでございますので、ぜひとも温かく御支援賜りたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

それでは、あと1週間ぐらいで年が明けますけれども、ぜひともいいお年をお迎えくださるようお願い申し上げます。簡単でございますけれどもあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長（八木 栄君） ありがとうございました。

◎議長あいさつ

○議長（八木 栄君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

本日の議案審議に当たり、予定された議事が終了し、無事閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと心から厚くお礼申し上げます。

◎閉会の宣告

○議長（八木 栄君） それでは、以上をもって平成23年第4回吉田町議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

皆さん、よいお年をお迎えください。

閉会 午前11時57分